

環境保全農業課長

農林業有機性資源循環利用確立事業費の肥料高騰について、国70%、県15%だが、農家負担はあるものの特に価格高騰の原因になっている化学肥料の使用量を低減して、最終的に農家の負担金が減る事業のスキームになっている。

園芸課長

農4ページ、鉢花等栽培資材価格高騰対策事業について、鉢花の生産では使う土や鉢も生産物と併せて出荷される。この点が野菜と少し性質の違うところだが、これら鉢花等の資材価格の高騰に対して支援する。

シクラメンやポインセチア等の鉢花の助成額は面積1 a 当たり6,000円である。また、ペチュニアやパンジー等の花壇用苗物は10 a 当たり3,000円で、それぞれ経営にかかる経費が変わるため、鉢花と花壇用苗物で設定している。

宮川えみ子委員

農家は本当に厳しい状況に置かれている。化学肥料を使わない努力は大事だが、一遍に実施することもなかなかできないため引き続き支援を考えてほしい。

現場は様々なものが値上がりして大変な状況である。今後の支援に対する考えを聞く。また、鉢花について先ほどの答弁ではどの程度の支援になるのか。

環境保全農業課長

今後、土壌分析等を行うことにより土の中にある過剰な養分を調査し、適正に施肥することで肥料費を下げよう進めたい。

園芸課長

土、鉢等の諸資材の値上がり幅は様々だが、鉢花に関しては、昨年10月から今年10月にかけて1 a 当たり約1万2,000円増加している。苗物は資材費が少し変わるが1 a 当たり6,000円程度の上昇が見られる。

古市三久委員

農林業有機性資源循環利用確立事業費約4億9,000万円の対象者を聞く。

化学肥料を削減して有機肥料を使うとのことだが、以前も質問したように土壌調査をしなければならない。土壌調査はJA等で行うと思うが、対象者は農業者のどの程度の割合なのか。

環境保全農業課長

農産物販売者約4万5,000人を想定している。

古市三久委員

全員が申請するか分からないが、約4万5,000人が対象とは1人当たりどの程度の支援となるのか。約4億9,000万円の算定根拠を聞く。

環境保全農業課長

県内の肥料の流通販売のデータから算出している。約4万5,000人については規模がかなりばらばらであるため、1人1人の金額は変わると思うが、なるべく広く利用できるよう進めたい。

古市三久委員

有機肥料や有機栽培を増やすことは県と国の方針にもあるが、化学肥料が高騰したため有機肥料にシフトしたように感じる。農地に入れる有機肥料はどのようなものか。化学肥料は何割少なくなるのか。

環境保全農業課長

対象は化学肥料のみならず化学肥料と有機肥料が混ざった肥料もある。残念ながら手元に減少幅のデータを持っていない。

次長（農業支援担当）

補足だが、30 a 以上栽培する農業者は全員を対象とし、30 a 未満の農業者は全員ではない。全体的には約75%の農業者を対象としている。

肥料の削減については、例えば土壌分析に基づく施肥など様々な技術があり、これら2割低減の取組に対して支援する国のスキームである。

古市三久委員

水稲と野菜の両方で有機肥料を供給すると思うが、県内で準備しているのか。有機肥料を購入する者に対して補助するが、有機肥料を販売する業者も対象となるのか。

環境保全農業課長

有機肥料には県内産堆肥等の特殊肥料も含めて準備している。

古市三久委員

有機肥料を総合的、全体的に広めることについてこれからの実施との意味ではまだまだ環境が整っていない。環境整備も併せた促進が必要だと思うが、どうか。一般的事項に当たる場合は後ほど質問してもよい。

次長（農業支援担当）

今回の事業は事項名に有機性資源とあるが、内容としては、肥料高騰に対応した国のスキームに対して上乗せを行う事業である。各農家の肥料購入価格の上昇分について国70%、県15%補助するものである。

一方、有機性資源の活用推進に向けては、例えば耕畜連携の推進等も含め、しっかりと有機性資源が供給、拡大できるよう様々な施策を行いたい。

古市三久委員

有機性資源を買うことと受け取ったがそうではない。肥料の価格上昇分を補填するとのことで紛らわしいが、もう少し詳しく説明願う。

次長（農業支援担当）

事業の事項名と当該事業の内容が分かりにくいのは、指摘のとおりかと思う。幾つかの事項名の中でこの事項が妥当としたものであり、理解願う。

古市三久委員

それは分かる。問題は、どのような者が何に金を使えるのかよく分からないことである。

農業者の化学肥料購入費用のうち70%は国、15%は県が補填して、残りの15%を受益者である農業者が負担するのか。先ほどの課長の答弁のように、補助の状況を調査することは関係ない気もするが、どうか。

次長（農業支援担当）

肥料費に対する補助のスキームは委員の述べたとおりで、購入者に支給される。一方で国の事業への上乗せであるため、農家が肥料の使用量を2割削減する取組を行っていることが条件であるため、土壌分析に基づき施肥量を適正にすることによる削減、化学肥料を有機肥料に変えることによる削減など幾つかの取組を行うことが条件であることを理解願う。

古市三久委員

有機肥料を使わなくてもよいのか。20%使わないと駄目かと思ったが、そうではないのか。

次長（農業支援担当）

幾つかの技術のうち2つを取り入れて実施することが事業の対象であり、人によっては有機性堆肥の使用を選択しないこともある。

古市三久委員

大体分かったが、よく分かるように説明しないと駄目である。

有機肥料には堆肥など様々あり、堆肥を使う者もいれば有機肥料を買って使う者もいる。両方で20%使ったことを前提に制度が使えるとの理解でよいか。

次長（農業支援担当）

正確には、2割削減の取組を行うことが条件であり、必ずしも最終的に2割全て削減されたことを確認する国のスキーム

ムではない。そのような技術に取り組んだとの要件を確認する仕組みである。

古市三久委員

極端な話をすれば、10 a に10kgの肥料をまくところを8 kgにし、あとは何もまかないことも対象になるのか。

佐々木彰委員長

申請手順、チェックリストなど県の資料を用意すればよいのではないか。

古市三久委員

用意しなくてもよい。

次長（農業支援担当）

技術的な削減の取組を実施するとの観点であり、土壌分析に基づく適正施肥による削減、有機物有機質肥料の使用による削減など、単純に削減したのではなく、適正施肥の技術に基づき取り組むことが要件である。

古市三久委員

これは誰が確認するのか。例えばJA等で確認するのか。

環境保全農業課長

事後に申請のあった要件を、県職員が確認する。

真山祐一委員

高病原性鳥インフルエンザに対する対応に、心から感謝を述べる。

農26ページ、木材加工施設燃油高騰対策緊急支援事業の約1,600万円について、先ほどは乾燥機との説明だったが、具体的にどのような事業者を対象にしたメニューなのか。

林業振興課長

具体的な内容だが、住宅用の木材について人工乾燥機を使い木材を乾燥させて製品にするものの、乾燥機の熱源として使用している燃油の価格が高騰したため価格高騰分の一部を支援する。

真山祐一委員

説明が理解できないが、製材会社が持っている乾燥機ではないのか。

林業振興課長

製材工場と木材加工工場等に設置してある乾燥機である。

真山祐一委員

県内に所在する民間の製材、木材加工の掛かり増し経費の一部を補填するメニューであるが、約1,600万円との予算で該当者に十分行き渡るのか。事業イメージを示すよう願う。

林業振興課長

県内の製材工場で人工乾燥機を導入しているのは約30工場だが、熱源に燃油を使用しているものと、大型工場では木質バイオマスボイラーで木質チップを燃料として乾燥している工場がある。今回は燃油を使用するボイラーを設置している工場が対象である。

真山祐一委員

木質チップの話もあったが、燃油を使用している工場が約30工場との理解でよいか。約30工場とは全体の数なのか、それとも一部なのか。

林業振興課長

約30工場とは木質バイオマスボイラーを使用する工場も含めた数である。燃油を使用する工場が対象だが、木質バイオマスボイラーのバックアップとして灯油、重油等の燃油を併用して使う場合も対象としている。

古市三久委員

農11ページ、青果物価格安定対策事業について事業内容を聞く。

園芸課長

農11ページの青果物価格安定対策事業だが、国が実施する指定野菜価格安定資金造成事業がある。これは国の指定する野菜、例えばトマトやキュウリ等の主要な野菜の価格が下落した場合に、下落幅に応じて補償、補填される事業である。古くから実施している事業だが、実施する際に、国6割、県2割、生産者団体2割との形で負担する。負担は、前年に使わなかった資金が繰り越されて実施される。

当初の段階では負担が必要なく十分に合うと算定していたが、事業年度が7～6月末までの設定になっており、昨年の夏秋キュウリの大幅な下落から予定していた資金に不足が生じたため、県負担の不足分を基金造成の費用として充てる事業である。

古市三久委員

基金に積んだとの理解でよいか。

園芸課長

基金の不足分の積立てである。

古市三久委員

農27ページ、安全なきのこ原木等供給支援事業の増額について説明願う。

林業振興課長

安全なきのこ原木等供給支援事業ではキノコ栽培に必要な生産資材の購入経費の一部を支援している。今回の補正は、キノコ生産量の増加に伴い資材の導入が必要となったため追加したものである。

古市三久委員

資材とは何か。

林業振興課長

原木栽培の原木、菌床栽培の菌床、おが粉、キノコの種菌、栄養剤、添加剤などキノコ栽培に必要な資材である。

古市三久委員

資材が高騰しているのか。

林業振興課長

資材が高騰しているのではなく、事業者の生産量の増加に伴い新たに資材が必要となった。

古市三久委員

農16ページ、原油価格・物価高騰対応関連経費の補正だが、飼料価格高騰対策事業について6月補正予算で300円を補填したと思うが、農業者に現金で支給するとの理解でよいか。

畜産課長

12月補正予算で計上した本事業は、飼料価格の上昇が継続したため大きな影響を受けている畜産経営の安定を図るために、配合飼料価格のうち生産者の実質負担額の増加分について一部を支援するものであり、配合飼料1t当たり2,700円を対象期間である令和4年度第2～4四半期分補助する。

古市三久委員

非常に高騰しており2,700円が妥当か分からないが、根拠を聞く。

畜産課長

根拠は今年度に入り確定した令和3年度第4四半期だが、今年10月に配合飼料価格の高騰が確定したため、4年度第2四半期の生産者の配合飼料の実質負担額増加分の2分の1相当を支援する。

古市三久委員

価格上昇分の半分は自己負担だと思うが、牛、豚、鶏の全部が対象となるのか。

畜産課長

配合飼料価格安定制度に入っている牛、豚、鶏など全て対象である。

古市三久委員

配合飼料価格安定制度から2分の1が支援されるのか。

畜産課長

配合飼料価格安定制度では、四半期ごとに国が定めた補填金が補填される。それ以外の実質の農家負担額の増加分の2分の1を県として支援する。

古市三久委員

農家は値上げ分の負担を補助されるとの理解か。

畜産課長

具体的には、今年度第2四半期の実質負担分程度を支払う。

古市三久委員

よく分からない。値上げ分の100%近い額なのか。または90%なのか。110%はあり得ないと思うが、幾らか農家負担も出ている。

価格高騰の中、鶏は高病原性鳥インフルエンザの問題もあるが、牛は畜産農家が大変な状況である。再生産費を農業者が確保できないのではないかと思う。今の状況でもう少し国も県も考えていく必要があるのではないか。

畜産課長

配合飼料価格は、今年度第1四半期までは8万円台で推移したが、第2四半期から10万円台へ突入した。配合飼料価格が1万円以上上昇したが、実際の国の配合飼料価格安定制度では7,000円程度しか上がっていない。生産者の負担に見合った額ではない中、国は追加対策等も出しているが、それでも十分に見合っていないため、今回、県として2,700円を支援する。

古市三久委員

そのような計算からすると2,700円で全て賄える状況でなく、なかなか大変である。一般的事項で質問するが、高病原性鳥インフルエンザに関する補正に消石灰の配布があるが、県内の養鶏業者数に対してどの程度の割合で配布されるのか。

畜産課長

県内の100羽以上を飼養する168戸の農場に対して消石灰を配布する。散布する場所は、各養鶏場の周辺、周囲、鶏舎の周辺であり、県で把握している各農家の現状を踏まえて必要量を配布する。

古市三久委員

一般的事項の内容かもしれないが、高病原性鳥インフルエンザは2020年が過去最大の感染数になった。去年も、100何十〜200万羽近い感染があり、今年は今まで400万羽近い感染状況で最大になったと思う。そのような状況に対して、国も県も対策を事前に講じる必要がある。

一方で、ワクチンの問題も様々な事情があるらしいが、消石灰の散布によりある程度防疫、防止が可能ではないかということもあり、このような事態が予想されるのであれば、事前に支援する必要があるのではないかと思うが、どうか。財源は地方創生臨時交付金で全部賄っているのか。

佐々木彰委員長

財源についての質疑か。

古市三久委員

そのことも含む。きちんと支援を行う必要があると思うが、どうか。

次長（生産流通担当）

今回の財源は一般財源である。

佐々木彰委員長

内容は一般的事項で質問願う。

宮川えみ子委員

古市委員の質疑に関連して、飼料の値上がりについて聞く。

第1四半期と比べると1万円以上上昇し、8万円台が10万円台になっているとのことだが、約2万円上がっている。

国の支援では8割で1万円にもならないため、県で1t当たり2,700円補助すると1万円弱となり、既に1万円の負担が既に生じることになる。規模によって違うと思うが、値上げに対して各農家は3か月間でどの程度の負担になるのか。今もまだ価格が上昇しているため先がよく分からないが営農していけるのか。畜産がなくなってしまう状況にも見受けられるが、どの程度の負担になっているのか。

畜産課長

8万円台から10万円台になり価格としては1万1,000円ほど値上がりしている。国の補填金は7,000円で、県としては1t当たり2,700円を支援する。

一戸当たりの補助について、鶏、豚は、配合飼料の約100%の給与体系、牛は、一部牧草等を使用する給与体系で、配合飼料の利用割合が畜種によって異なる。畜種ごとに平均すると、最も配合飼料を活用しているブロイラー等は今回の支援で一戸当たりの平均の補助額が約800万円、採卵鶏は約370万円、豚は約240万円、肉牛、乳牛は約23万円である。

橋本徹委員

高病原性鳥インフルエンザについて、追加提案の農2ページ、家畜疾病経営維持資金利子等補給事業で1,950万2,000円を計上しているが、当該養鶏農家の聞き取りを踏まえて保証料を確定したのか。どのような根拠で約1,950万円を計上したのか。

農業経済課長

県内初の発生であり、全国的にも今年度の発生事例が多いことも踏まえ、国の既存の家畜疾病経営維持資金で保証料補助、利息の補助を通じ県内農家の負担をゼロにする。

なお、今回の融資に対する利子補給保証料補助は、融資額が7億円程度と計上している。

今後の発生の状況等ははまだ不確かであり、県においても知見が十分とは言えない中で、当面7億円程度の予算を計上している。既に発生している岡山県などの融資枠の事例が6億円程度ということ踏まえ計上したが、今後県内での発生状況なども注視しながら、引き続き必要な措置を検討したい。

試算の対象は、県内の発生農家の鶏の数、移動制限等が生じた農家の鶏の数を勘案し計上した。

橋本徹委員

11月29日と12月7日に高病原性鳥インフルエンザが確認された養鶏場プラスアルファで計上しているのか。それとも既存の2件と周辺の養鶏農家で7億円程度を計上しているのか。

農業経済課長

地域としては伊達市周辺である。

発生農家、影響を受けた周辺農家以外の地域でも、発生農家、移動制限農家との取引関係がある養鶏業者がいるため、それらの数を見越した上で、十分な額を計上している。

橋本徹委員

農40ページ、富岡町が相手方の債務負担行為の補正についてはカット野菜工場辺りと思うが、確認する。

農業振興課長

農40ページの事業は、タマネギの集出荷施設を想定している。カット野菜工場は福島県高付加価値産地展開支援事業であり、それとは別のタマネギの乾燥、貯蔵施設が対象である。

江花圭司副委員長

部長説明で、総額約31億8,000万円の増額との説明があった。防災・減災のための農業用水利施設の整備について確認だが、今回の自然災害、8月の大雨等に対して国からの財政措置はあったのか。

農村基盤整備課長

8月の豪雨も加味した国全体としての国土強靱化対策の一環である。

江花圭司副委員長

農43ページ、山のみち地域づくり交付金事業について、土木関係もそうだが、物価高騰、資材高騰で値上がりするのは分かるものこの場合は値下がりしている。予算の増減理由を聞く。

森林整備課長

農43ページ、山のみち地域づくり交付金事業の市町村負担の内容について、この路線は喜多方市と北塩原村に分かれた同じ路線である。工事を実施して当初予定した経費から配分が変わった。発注した工事の1本に内容変更があり、喜多方市と北塩原村の区域割合の変更により負担金が変わった。

江花圭司副委員長

上がったほうは大変だが、どのように説明しているか。

森林整備課長

負担金が上がった分は、工事を行って見ないと分からない内容であり市及び村に理解を得ている。

江花圭司副委員長

市ならまだしも村だと大変である。

宮川えみ子委員

農5ページ、認定農業者等支援事業費が約489万円増額しているが、どのような内容か。

農業担い手課長

認定農業者等支援事業費の担い手づくり総合支援事業の増額だが、国庫補助事業の財産処分に係る補助金返還に伴う増額である。

宮川えみ子委員

返還の理由は何か。

農業担い手課長

2件あり、1件目は平成29年度大雪被害を受けた経営体育成支援事業に係る金山町の事業、もう1件は経営体育成支援事業及び担い手づくり総合支援事業に係る白河市の事業である。

宮川えみ子委員

要するに認定農業者が辞めてしまったのか。

農業担い手課長

1件目の金山町は、平成30年に実施したもののだがその後大雪の被災を受け、営農を断念したものによる処分である。内容はパイプハウスである。

白河市の事例は、代表者が死亡し経営を継続したが継承が困難で経営を断念したとのことで、処分となった。

宮川えみ子委員

金山町は大雪被害による断念、白河市は本人が亡くなり後継者がいなかったとの理解でよいか。

農業担い手課長

そのように理解してよい。

橋本徹委員

先ほどの内容を再度聞く。高病原性鳥インフルエンザについて、当該養鶏農家、周辺の養鶏農家、県内の養鶏農家も発生原因と感染ルートを早急に確認してほしいのではないかと感じているが、現段階で分かっている状況を聞く。

畜産課長

高病原性鳥インフルエンザの感染経路だが、国は、一番の感染経路として海外からウイルスを持った渡り鳥が国内に侵入し、野鳥や野生動物が鶏舎へ侵入した可能性が高いと指摘している。

今回の2事例とも国の専門家から成る疫学調査チームによる調査が疑似患者鑑定確定後に速やかに実施されている。調査結果は後日、農林水産省のホームページに公表されるとのことで当部も注視したい。

橋本徹委員

渡り鳥だと鶏舎に止まり感染を広げたり、下からだとネズミ等が侵入し高病原性鳥インフルエンザを蔓延させたと思うが、感染した鶏舎では現在どのように対策しているか。

畜産課長

侵入する原因は委員の述べたとおりであるが、現在、発生した各農場で周辺の環境、人や車両の動き、農場の衛生飼養管理、野鳥や野生動物の対策も含めて、国の疫学調査チームが調査している。

橋本徹委員

ほかの県内養鶏場の衛生管理の徹底も必要だと思うが、状況を聞く。

畜産課長

県内の養鶏場では、毎年、高病原性鳥インフルエンザ発生が懸念されるのは11月頃と言われているため、その前の10月までに各養鶏場の全戸立ち入りをして飼養状況等を確認している。その際に不適な部分については、継続的に農家を指導し衛生対策の徹底を図っている。

宮川えみ子委員

感染経路は下と上の両方だと思うが、下からの侵入は消石灰で行うとしても、上からの侵入へはどのように対策するのか。

畜産課長

隙間が約2cm角の防鳥ネットを張り巡らせ野鳥の侵入防止を図っている。

宮川えみ子委員

ネットの値段も高いのではないかと。自分で張れると思うが、どのように対策を徹底しているのか。

畜産課長

防鳥ネットは鶏舎の窓、周辺に張りつけるが、県内の養鶏場ではほとんど自力施工している。

古市三久委員

先ほどの続きだが、ここ数年急激に高病原性鳥インフルエンザの感染が拡大している。

宮川委員が述べたように空と下からの侵入経路があり、消石灰の散布が1つの防疫の役割を果たすと言われているが、事業者が負担するものもなかなか大変である。やはり国や県が消石灰の散布に対する支援をしっかりと行う必要がある。

今回は国の補助金で約1,200万円を計上しているが、財源がなくできないのか。何十万羽を殺処分するため、地域経済に与える影響は膨大である。リスク軽減に当たっては県の役割も非常に重要だと思うが、考えを聞く。

畜産課長

養鶏場の消毒は日頃より生産者自らが定期的に行っており、県が家畜伝染予防法に基づく消毒命令を発し、今後、消石灰の散布を支援する。

古市三久委員

質問に答えていない。課長の答弁は先ほどと同じである。

地域経済に与える影響が大きいため、高病原性鳥インフルエンザの季節になった際に、県が事前に消毒するよう言ってもよいが、消石灰等を買うのに金がかかる。飼料高騰など様々な問題がある中で厳しい経営に陥っている。

今年だけの問題でなく、半分か3分の1か全額かは別として、畜産関係者が毎年その時期に散布する消石灰を買う金を

県が補助、あるいは国の補助を要求するよう考えていくべきではないのか。そのような考えがなく本県の役割ではないのであればよい。

次長（生産流通担当）

養鶏農家が通常行う衛生管理に対する支援との趣旨と思う。

今年度に限らず、農家は消石灰の散布のほか、農場に入る際の車両の消毒、長靴の交換、消毒など、通常の営農の範囲内できちんと衛生管理することとなっている。まず、これまでも行ってきた基本的な対策を徹底するのが県のスタンスである。

今年は県内、全国で発生が非常に多く、通常防げていたものがなかなか厳しいため、追加で配布する形を取った。今後も農家に通常実施すべきことを徹底してもらおう。

今年のような状況となった場合は追加支援が必要かその都度判断したい。

古市三久委員

様々な状況の中で高病原性鳥インフルエンザが最近非常に増えている。防疫体制を県全体でどのように構築していくのかも大きな県の役割である。農家が行うこと、県が支援できることについてしっかり実施してほしい。

高病原性鳥インフルエンザで殺処分された鶏が全部で約15～16万羽かと思うが、農家の再開は金を借りて利子補給することだったと思う。殺処分や3～10km圏内の養鶏農家の様々な経費もある。これは全て国と県で負担するのか。

畜産課長

今回の発生農場及び周辺農場の支援だが、発生農場で殺処分を命ぜられた鶏、汚染物品として売却した飼料や敷料については、国から家畜伝染予防法に基づき評価額の満額を国から家畜伝染病予防費手当金として交付される。

また、新たに鶏を購入し経営を再開する場合には、家畜防疫互助支援事業から互助金が交付される。さらに、移動制限区域、搬出制限区域という制限区域内の養鶏場は売上げの減少や制限に伴い増加した飼料費、保管費、輸送費等についても、国2分の1、県2分の1で全額助成する。

古市三久委員

農家の防疫体制が不十分だった場合は減額されるとの話もあるが、今回はなかったのか。

例えば、流行する季節になり県が立入りした際に農家に対策するよう求めないと、高病原性鳥インフルエンザが発生して殺処分した場合に国からの補助金が全額とならずなかなか大変であるが、どうか。

畜産課長

補償が満額とならないケースとしては、発生を意図的に隠したり、勝手に穴を掘って埋め隠蔽を図るなど、故意で意図的な場合はペナルティーがある。それ以外は全額支給される。

古市三久委員

再開時には金が幾らか出るとのことだが、農家にどの程度支援するのか。残りの金は自分で調達して再開すると思うが、何万羽も殺処分したとして、再開し鶏が卵を産むには半年～1年程度かかり大変な出費になると思う。地域の経済にも様々な影響があると思うが、国、県の支援はないのか。

畜産課長

経営再開は、国の制度である家畜防疫互助基金支援事業で導入する際のひな代等を交付金で支援する。県が直接支援するものはない。

古市三久委員

家畜防疫互助基金支援事業は生産者が負担する。全国で高病原性鳥インフルエンザが拡大すると基金も枯渇すると思う。基金の在り方についても検討していく必要があると思うが、どうか。

畜産課長

家畜防疫互助支援事業は生産者の互助事業であり、生産者が掛金のような形で積立てしているところに国の補助金が入

り支出する。現在、基金が枯渇する情報は入っていないが、今後も注視していきたい。

古市三久委員

牛もそうだが、結局自分が負担して基金をつくっている。国が補填すればよいが、鳥インフルエンザが毎年何百万羽と拡大すると農業者が負担することもかなり大変になる。制度の様々な見直しも含め国にしっかりと述べるべきと思うが、どうか。

畜産課長

発生農場の経営再開に当たり、殺処分により死亡した鶏について評価額の全額が国から手当金として保証される前提で互助事業が加わる。互助事業以外の部分も、基本的には、国10分の10、または、国と県合わせて10分の10として、生産者の負担がないよう支援している。

次長（生産流通担当）

補足する。委員指摘のとおり、生産者、国で基金を造成しているが、現段階で枯渇したとの情報はない。今後、基金の状況などを注視した上で、国への要望等の必要があれば検討したい。

古市三久委員

よろしく願う。

ワクチンは国がまだ認可していないが、どのような状況なのか。

畜産課長

国の中でワクチンの議論がある。農場内で万が一発生した際に抗体検査するが、ワクチンを打った場合野外から来たウイルスによるものか、ワクチンによるものかの線引きが非常に困難になる。判断している間に蔓延する可能性があり、国もワクチンの使用については否定的な考え方で進めている。

古市三久委員

県家畜保健衛生所はこの季節に週に1回行き鶏の調査を行っているのか。

畜産課長

高病原性鳥インフルエンザへの家畜保健衛生所の対策だが、県内の養鶏場の協力の下、血液の抗体検査、臨床検査等の検査を毎月定期的を実施して異常がないことを確認している。

古市三久委員

ワクチンを1羽ずつ打つとすれば大変な作業である。餌に入れて食べさせることはできないのか。

畜産課長

鶏の場合のワクチンは注射、餌、目薬のように目に差すものがある。国では注射、水を飲む際にワクチンを接種する飲水など様々なパターンを検討しているようだが、注射が一番大変である。

宮川えみ子委員

下からの侵入対策は消石灰でよいが、鶏舎が古いなど様々な問題があるところもないわけではない。意欲のある者は、鶏舎への侵入対策として資金を使い整備すると思う。限度があるかもしれないが理想は無利子で3年据え置き7年払いとの制度である。

この間は桃の病気を防止するため風よけのネットを支給した。ネットも様々あり、長もちするものは値段が高いと思うが、家畜疾病経営維持資金はネットや鶏舎の補修等にも使えるのか。

農業経済課長

家畜疾病経営維持資金について国に確認したところ、運転資金への利用しか認められておらず、償却資産等への活用は困難との回答を得ている。

その他の農業近代化資金等の制度では設備資金について融資対象となっており、JA等を活用すれば農業者の負担が無利子の制度もあるため、有利な制度を案内したい。

宮川えみ子委員

一番有利な制度は無利子で据置きが7年など少し長いスパンの制度だと思うが、どの程度の有利な制度があるのか。

農業経済課長

先ほど例として挙げた農業近代化資金は認定農業者等の場合7年据置きとなるが、認定農業者等以外の場合でも3年間の据置きの中で長くても15年以内の融資期間を設けているため、そのような制度を活用願いたい。

しかし、防鳥ネットの償却期間は恐らくそこまで長くはないと思うため、償却期間に合わせた融資期間の設定を案内されると考える。

宮川えみ子委員

農業近代化資金の3年据置き15年以内とはどのような利子なのか。また、防鳥ネットの支給も考えてみてはどうか。

農業経済課長

農業近代化資金は、個人であれば1,800万円まで借入れができる。JA等を通せば利子が無利息との措置も受けられるため、償却期間の範囲内で有利に活用するよう案内したい。

畜産課長

防鳥ネットの支給だが、既に県内の養鶏場は全て防鳥ネットを張っている。県としては、破れなどを的確に補修するよう指導している。

宮川えみ子委員

JAに申し込めば利子がないものもあるのか。防鳥ネットが破れたら買わなければならないが、餌代が上がって大変な状況もある。桃の際は支給したため、要望によっては支給したほうがよいのではないかと。絶対はないと思うが、全力を挙げて防ぐことが大事であるため、利子とネットの支給を考えてみてはどうか。

次長（生産流通担当）

桃と比較しているが、桃は風よけのため全く設置していないものを大がかりに設置するとの意味で支援した。

養鶏農家は窓等に既に防鳥ネットを張っているため、適切に補修をしながら使うよう指導したい。規模も違い、既にあるものの補修とゼロからの設置とのことで現段階では同一ではないと考えている。

江花圭司副委員長

議案に対する質疑を一般的事項の意味合いで質問する。防災・減災のための農業用水施設等の整備に関する予算について、防災・減災は国の考えだが、自然災害に対して我々も毎回国に改良復旧を要望している。改良復旧は復旧予算ではできないものの、今回の国の方針は改良整備を踏まえているのか。

農村基盤整備課長

日々雨の降り方が激甚化しているため、現状に応じた整備の在り方として、農業用水を取る堰も、固定式ではなく雨の日は倒れる可動式にするなど改良を進めている。

江花圭司副委員長

それに伴い予算を組んで整備するが、地域の改良整備に関する要望箇所や内容はどのように受け付けるのか。

農村基盤整備課長

主に施設管理を担っている土地改良区、市町村に来た要望を、県が取りまとめて緊急度に応じて事業化を図っている。

江花圭司副委員長

今回の補正予算は、どの程度の期間の整備を考慮した予算なのか。

農村基盤整備課長

農業水利施設はコンクリートであれば長く使えるため、耐用期間中は常に必要な機能を果たせるよう整備していくとの考えである。

江花圭司副委員長

今回の補正に対して事業はどの程度の規模で行うのか。

農村基盤整備課長

今回の補正は、防災・減災事業に限るとハード的な改修で5億円規模である。補正予算成立後に取りかかり期間は1年程度を見込んでいる。

真山祐一委員

政調会でも話したかもしれないが、今回の補正を見ても農林業等の物価高騰対策も様々な分野に広がってきていると認識している。水産課に質問してよいか分からないが、漁業と水産加工まで含めて大型冷凍庫の電気代の掛かり増し経費がかなり膨大な金額になっていると現場で聞いた。農林水産部の物価高騰対策の中には上がってこないと感じているが認識、見解を聞く。

水産課長

燃油高騰対策について、水産加工業者は商工労働部の中小事業者へのスキームで対応することになる。当部としても様々な要望を踏まえながらつなぎたい。また、水産加工団体、グループが行う販路拡大等についても引き続き支援したい。

2点目の漁連、漁協等有する製氷施設について、現在漁協と連絡を取り合っているが、少し厳しくなった際には何とかならないかとの話があった。今後、製氷にかかる光熱水費の上昇を把握し、要望等を踏まえ対策の必要性を検討したい。

真山祐一委員

確かに、水産加工業者に対する商工労働部の対策があると承知しているが、漁連、漁協等の製氷機にかかる値上がり幅は相当なものだと認識している。コミュニケーションしているとのことなので、状況を踏まえてぜひ前向きに検討願う。

古市三久委員

本県の桃の値段について聞く。震災前から比べると本県の桃の値段は非常に安いと言われているが、県の考えを聞く。

農産物流通課長

桃の値段は震災前も全国平均より若干安かったが、今年度は震災前より約7%低くなった。これは、山梨県の出荷時期が天候の影響で遅れたため、本県の出荷時期と重なり流通量が増えた関係で本県産の桃の価格が下がったためである。

古市三久委員

今年に限らず、震災以降の東京市場等の状況を見るとかなり価格差がある。原子力災害の影響もあると思うが、このことに対して賠償等は全くなく、仕方がないと我慢している状況なのか。

農産物流通課長

価格差について、一定の期間までは賠償されていたと認識している。現状では風評被害がないとは言えないものの、品種として出荷時期が山梨県よりも少し遅いこと、山梨県では桃が大玉で贈答用となる傾向があり結果的に1kg当たりの値段が高いこと、選果について山梨県は本県よりも糖度等で厳しい基準を設けていることなどが挙げられ、県も頑張っただけでブランド力を強化しているがそのような要因により価格差が生じているものと分析している。

古市三久委員

今の状況はやむなしとの理解でよいか。

農産物流通課長

そのようなことはなく生産者も一生懸命取り組んでおり、晩生種などの生産にも取り組んでいるほか、県としてもパッケージ等を工夫している。一例だが、新宿高島屋では、本県のあかつきが6玉1万2,000円で売られた事例もある。パッケージの見せ方、品種の構成を含めて、今後のブランド力の強化に一生懸命取り組んでいきたい。

古市三久委員

様々に努力していると思うが、震災以降の価格差が非常に大きいと言われている。県はどこまで把握しているか分からないが、しっかりと受け止めて対策していく必要がある。

桃だけではなくブドウなど、様々な県産農産物の市場価格がほかの産地と比べると低いと指摘する者がいる。風評が実

害か分からないが、しっかり調査して対策する必要があると思うため、よろしく願う。

別の質問だが、牛について私も何人かと話したが、今一番大変なのは酪農家である。1人の話によれば、今まで親の代から酪農を営んできたが、ここまで来ると酪農を縮小し乳搾りから肉牛等に転換しなくてはならないとのことだった。

今回10円値上がりしたが飼料代の高騰に生乳の価格が見合わず、30円程度価格を上げないと成り立たないとのことだった。県として、県内の畜産、酪農家の状況はどのように把握しているか。

畜産課長

本県の酪農の現状について、11月から生乳価格が10円値上がりした。それ以外も非常に厳しい現状があるため、県としても、原因の一つである輸入粗飼料について9月補正予算で1t当たり5,000円を支援した。

加えて、効率的な生産に向けて、高能力牛の導入、雌が生まれやすい性判別精液の導入等を様々に指導、助言し、生産性の向上を進めている。酪農家が長く生産、再生産できるよう支援したい。

古市三久委員

雌牛が多く産まれることや少なく産まれることの問題を通り越している。

生乳の価格から餌代等を引くと30円の赤字だと言われているが、生乳価格が10円しか上がらなかった。

酪農家は生乳販売での不足分については雄牛が産まれたら売ること、別な和牛の種つけをして産まれたら売ることなどにより、それなりに生計を維持してきた。昔は1頭15~20万円と言われていたが、今年になって牛の値段が著しく暴落し1頭100円と言われている。畜産課長の答弁では本県の酪農家はほとんど潰れる。北海道はこれ以上に大変らしいが、牛乳を飲む者が減少しているかは別にしても、酪農家がなくなれば地域経済に与える影響も莫大である。国の政策にも関係するが、県としても今後対策に取り組むべきである。酪農家を育成し守ることについて方針を立てないとまずいが、どうか。

畜産課長

県としても酪農家がしっかり再生産できるよう支援したい。国の酪農・肉用牛生産近代計画に併せて、県も定期的に今後の酪農の在り方等を整理している。

また、若い生産者の経営感覚を磨くため様々な研修会の開催を支援している。自分の牛の乳量や乳質を分析できる牛群検定を活用することで、より生乳量を多くさせる取組を支援している。酪農家が引き続き経営できるよう総合的に支援したい。

古市三久委員

生乳を増やす時点ではない。国は今度の補正予算で乳を搾るな、牛を殺せと言っている。国は乳用経産牛等の早期リタイアに15万円補助するとしている。

一方、畜産クラスター事業でも総予算が555億円ついた。このことについて畜産課長の考えを聞く。

畜産課長

国の2次補正予算の内容だが、畜産クラスター事業については、牛乳余りと言われている状況を踏まえ、国としては乳用牛の増頭の要件を事業活用から外している。

また乳用経産牛の早期リタイア1頭につき国が15万円補助することについては、能力が低く餌は食べるが乳をあまり出さない牛をなるべく更新し、能力の高い牛だけを残す事業として国が支援策を示した。直近の生乳生産量の増産はブレーキがかかっていると認識している。

古市三久委員

以前は畜産クラスター事業でどんどん殖やせとしていたが、乳価の上らない社会情勢となった。具体的に農業者の赤字を補填する対策を打たなければならない。配合飼料価格安定基金も全農は全額、メーカーは4分の1ずつ分割払いとのことになっている。収入保険も収入が減れば補填するが価格上昇に対して全く意味をなさない。

何年か前の何分の80%とは、売上げが低いときの値段であれば今とギャップが大きすぎる。本県の畜産には様々な問題

があり、ほとんど購入だと思いが草地飼料は本県の飼料生産のうち何割か。草地飼料作物の作付面積プランだと本県の畜産に対して飼料としてどの程度受給できるのか。

畜産課長

統計資料はこのようになっているが、現在、足りない部分は輸入に頼っている。自給飼料の生産拡大として、県も推進を図っている。

佐々木彰委員長

古市委員へ述べる。質問は簡潔に願う。

古市三久委員

この何%かと聞いている。

畜産課長

県内の全体量の飼料給与量を把握できていない。

古市三久委員

計画を立てるべきである。配合飼料等は何年かけてどの程度の需給に向けて牧草等の粗飼料を生産するのか。私はきちんと実施しないと畜産が駄目になってしまうと思う。

例えば、輸入しているトウモロコシの代わりに飼料用米を使って配合飼料を作っているところもある。本県はそのようなことを実施できる状況にあるか。

本県の畜産では、日本の食物を食べた肉を食べるよう取り組まなくては駄目であり、計画を立てるべきだが、どうか。

次長(生産流通担当)

委員指摘のとおり酪農も含め、生産者の経営が安定しないことには続いていかない。経営をうまく成り立たせるには、価格が上がるか、コストを下げるか、よいものをつくるための工夫を総合的に実施する必要がある。

餌の話が様々出たが、自給飼料の増産が一番大事である。それは中期的な県の計画にも定めているため、少しでもたどり着くよう機械整備も含め飼料作物増産の支援を行う。

2つ目のコストを下げることについては、搾乳ロボットなど機械設備を入れることによってコストを下げる技術があれば国の事業の活用も含めて推進したい。また、牛群検定により1頭当たりの搾乳量や牛乳の質を上げるための技術支援などを通じて総合的に経費削減と収入アップを支援したい。

古市三久委員

総体的に言うともうだが、全く具体性がない。粗飼料の計画では中期的とは何年でいつ頃までなのか。

畜産課長

まず、現行の本県の酪農・肉用牛生産近代化計画での飼料自給率を答弁しなかったが、計画当時の飼料自給率は乳用牛が68.3%、肉用牛が37.7%である。

酪農・肉用牛生産近代化計画の中では目標を令和12年としており、飼料作付の延べ面積が計画策定時の平成30年の9,485haから令和20年には1万2,000haに増産するとの計画を立てているため、目標に向かって進めたい。

古市三久委員

平成30年に9,085haとのことだが、目標は令和12年か、20年か。

畜産課長

目標は令和12年である。

古市三久委員

平成30年に乳用牛が68.3%、肉用牛が37.7%の自給率があったとの理解でよいか。

畜産課長

そのとおりである。

古市三久委員

令和12年には何%になるのか。

畜産課長

令和12年度の目標値は、乳用牛の飼料自給率が69%、肉用牛が38.0%である。

古市三久委員

ごく僅かである。配合飼料だと思うが68.3%、37.7%の内訳を聞く。牧草だけか。

畜産課長

飼料自給率だが、濃厚飼料と粗飼料の区分は、現在資料を持ち合わせていない。

古市三久委員

濃厚飼料は100%輸入ではないのか。

畜産課長

ほとんどはトウモロコシに依存した輸入飼料だが、それ以外に飼料用米の活用等もある。

古市三久委員

それ以外が何%なのか問われる。平成30年から10年以上かけて乳用牛は68.3%から0.7%、肉用牛が37.7%から0.3%増やす県の計画である。仕方がないと思うが余りにも衝撃的な数字であり、食料の問題が生じた際に本当にこれでよいのか。濃厚飼料は飼料用米をどのように作っていくのか、農業者、酪農家にどのように指導していくのか、牧草用地についてどのように確保していくのか具体的な計画を立てなくてはまずい。部長に答弁願う。

農林水産部長

まさに畜産農家は厳しい状況にある。

酪農・肉用牛生産近代化計画だが、昨年策定したところであるため最近の厳しい状況も踏まえて必要な検討を行いたい。